

漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第17条第1項の規定により、次の地区に係る特定漁港漁場整備事業計画を策定した。

計画書は大冊のため省略し、その計画書は、関係（総合）振興局産業振興部水産課に備え置き、一般の縦覧に供する。

なお、同条第4項の規定により実施した計画（案）の縦覧に際し、提出された意見は次のとおりである。

平成30年7月17日

北海道知事 高橋 はるみ

1 計画地区及び縦覧場所

1) 地区名 : オホーツク枝幸、オホーツク枝幸北、浜鬼志別、知来別

縦覧場所 : 北海道宗谷総合振興局産業振興部水産課

(097-8558 北海道稚内市末広4丁目2-27 電話番号 0162-33-2945)

2) 地区名 : 床潭

縦覧場所 : 北海道釧路総合振興局産業振興部水産課

(085-8588 北海道釧路市浦見2丁目2番54号 電話番号 0154-43-9212)

3) 地区名 : 尾岱沼

縦覧場所 : 北海道根室振興局産業振興部水産課

(087-8588 北海道根室市常盤町3丁目28番地 電話番号 0153-23-6852)

4) 地区名 : 沢木

縦覧場所 : 北海道オホーツク総合振興局産業振興部水産課

(093-8585 北海道網走市北7条西3丁目 電話番号 0152-41-0657)

計7地区

2 計画（案）に関する意見

いずれの地区も該当なし

特定漁港漁場整備事業計画の策定について

漁港漁場整備法第17条第1項の規定により、当総合振興局では、次のとおり沢木地区において「特定漁港漁場整備事業計画」を策定しました。

計画書の縦覧をご希望の方は、当総合振興局産業振興部水産課まで連絡願います。

【オホーツク総合振興局における新規計画地区の概要】

計画地区	計画期間	計画事業費	計画内容(主な整備内容)	備考	
沢木地区	平成30年 ～ 平成39年	2,900百万円	沢木漁港		
			外防波堤	55.0m	新設
			第3外防波堤	80.0m	新設
			北防波堤	41.0m	新設
			北護岸	164.0m	新設
			-4.5m 航路	7,210 m ²	新設
			-4.0m 泊地	9,070 m ²	新設
			-4.0m 岸壁	90.0m	新設
			-3.5m 岸壁	273.0m	改良
			-2.5m 物揚場	48.0m	改良
			道路	100.0m	新設
			道路	300.0m	改良
			用地	2,560m	新設
用地	1式	改良			

【計画(案)の縦覧に係る意見】

漁港漁場整備法第17条第4項の規定により実施した計画(案)の縦覧に際し、提出された意見は次のとおりです。

縦覧期間 平成30年5月8日 ～ 平成30年5月28日

縦覧場所 オホーツク総合振興局産業振興部水産課

提出意見 なし